

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

●計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12ヶ月間。

所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の方が いる世帯
901万円超	212万円
600万円超から901万円以下	141万円
210万円超から600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の方が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける方がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上690万円未満	141万円	141万円
課税所得145万円以上380万円未満	67万円	67万円
一般（市民税課税世帯）	56万円	56万円
市民税非課税世帯Ⅱ	31万円	31万円
市民税非課税世帯Ⅰ※	19万円	19万円

※世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合は80万円以下の方）

市民税非課税世帯Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。